

さ情審査答申第57号
平成20年7月11日

さいたま市長 相川宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池保夫

答申書

平成19年10月23日付けで貴職から受けた、「秘書課 2001 年度ファイル基準表個別フォルダ「市長職務執行者から市長への事務引継書」(以下「本件対象行政情報」という。)の非公開決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

なお、類似の事案であるため、諮問第66号(「市長事務引継書(2001年5月・さいたま市)①原本②写し」の非公開決定に対する異議申立てに係る諮問)と併合して審議を行いました。

第1 審査会の結論

本件対象行政情報は、不存在と認められる。

よって、本件対象行政情報を非公開としたさいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

- (1) さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成19年10月5日付け市秘第559号により実施機関が行った本件処分について取り消しを求める。
- (2) 本件処分の先行行為であった本件対象行政情報の廃棄決定(保存期間「5年」の決定)は、さいたま市文書管理規則(平成13年さいたま市規則第14号。以下「文書管理規則」という。)に照らして違法であったとの確認的宣言を求める。
- (3) 処分庁は、改めて再決定通知により、「不存在」理由について必要にして十分な記載を具体的かつ明確に提示すべきことを求める。
- (4) 「市長事務引継書」(2001年5月)については、保存期間中の公開請求

の有無を確認し、当該公開請求をした団体又はその関係者に対し、写しの借用について照会をなし、その複製物を新たに作成することによって現状を可能な限り回復すべきことを求める。

- (5) 現行の文書管理規則第36条別表を改正し、「第1種(30年保存する文書)」の中に新たに「市長の事務引継に関する文書」を具体的に設けることを求める。
- (6) 本件対象行政情報の廃棄の違法性を認めた場合には、市長は自らその事実を公表すべきことを求める。
- (7) 「不存在」(廃棄)の真否については、秘書課長・文書主管課長・歴史資料担当課長及び関係業者に対し、聴取したり関係物件の提出を求めたり廃棄場所を検証したりするなどして、厳しく調査されるべきことを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象行政情報は市の沿革となる文書としても、市の廃置分合に関する文書としても、特に重要なものといえるので、「5年保存で2007年4月1日に廃棄」されたとは信じられない。また、本件対象行政情報は、文書管理規則第36条別表のうち第1種(30年保存する文書)に該当すると推認される。
- (2) 本件処分には、本件対象行政情報の「不存在」にかかる理由の記載が不十分であったという瑕疵があり、違法とはいえないとしても、保存期間にかかる根拠例規及び条項とその内容が具体的に示されていないことは明白であり、また、実施機関の責務としての説明性の確保の観点からみても軽微とはいえない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 本件対象行政情報は、地方自治法施行令第1条の2の規定により、市長が選挙されるまでの間、その職務を行う市長職務執行者から市長が引き受けた事務引継書であり、平成13年度に作成された行政情報である。本件対象行政情報は、5年保存であるため、平成19年4月1日付けで廃棄をしたため不存在であり非公開とした。
- 2 一般的に事務引継は、後任者の事務の執行を容易にし、前任者と後任者との事務執行において統一と調和を得ることを趣旨とするにすぎないものであり、事務引継が行われない限り後任者が法律上、その事務執行を行え

ないものではないと解されている。

そして、文書管理規則第36条別表第1種(7)の市の廃置分合に関する文書とは合併協定書や県への廃置分合申請の文書などを、同(8)の市の沿革となる文書とは市の歴史、変遷を表す価値を持つと考えられる文書などを指すものと解されている。

異議申立人は本件対象行政情報が廃置分合に関する文書と主張するが、浦和市、大宮市、与野市の合併後、市長職務執行者からさいたま市長へ事務引継をしたものであることをもって、事務引継の趣旨が変わるものではなく、合併協定書や県への廃置分合申請の文書など、さいたま市文書管理規則第36条別表第1種(7)の廃置分合に関する文書と同列のものと解することはできない。

また、その内容のうち処分未了事項等については、前任者において処分未了若しくは未着手または将来企画すべき事項であり「当該時点で何があったのか」という事実を示すものではなく、市の歴史や変遷を表す価値を持つとは考えられず、同別表第1種(8)の市の沿革となる文書と同列のものと解することもできない。

- 3 異議申立人は、不存在に係る理由記載が不十分であった瑕疵があり、説明性確保の観点から軽微とはいえないと主張するが、請求に係る行政情報が5年保存であること、平成19年4月1日付けで廃棄済みであることを明記しており、明確に当該行政情報が不存在であることの理由を認識するものであり、必要十分な理由記載を行っているものであり異議申立人の主張は当たらない。
- 4 異議申立人は、本件処分の先行行為である文書廃棄決定が文書管理規則に照らして違法であったとの確認的宣言を求めるとしている。しかし、本件対象行政情報は、文書管理規則第36条別表第1種には該当しないため、同別表第1種該当と推認する立場での異議申立人の主張は当たらない。
- 5 異議申立人は、再決定通知により不存在理由について必要十分な記載を具体的かつ明確に提示することを求めるとしている。しかし、前述のとおり、不存在理由について、必要にして十分な記載を行っているものであり、異議申立人の主張は当たらない。
- 6 異議申立人は、本件対象行政情報の複製物の作成を義務付けるよう求めるとしている。しかし、本件対象行政情報は、文書管理規則第36条別表第1種には該当しないため、同別表第1種該当と推認する立場での異議申立人の主張は当たらない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報の不存在について

実施機関は本件文書を文書管理規則に従い保存期間経過後である平成19年4月1日付けで廃棄したため本件対象行政情報は不存在である旨述べており、他に本件対象行政情報の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。

よって本件対象行政情報は不存在であると認めるのが相当である。

2 理由の記載が不十分であるとの主張について

異議申立人は、本件文書の不存在にかかる理由の記載が不十分である旨主張する。しかし、実施機関は、本件文書の保存期間が5年であることを明示したうえで、保存期間満了を理由に廃棄したことを伝えている。よって理由の記載が不十分であるとは認められない。

3 異議申立人は、本件処分の先行行為である本件文書の廃棄行為が違法であったとの確認的宣言をすること、本件文書の複製物を新たに作成すること、及び文書管理規則を改正して「市長の事務引継に関する文書」の保存期間を「第1種（30年保存する文書）」とすることをそれぞれ求めているが、これらはいずれも当審査会が判断すべき事項の範囲外である。

4 異議申立人は本件文書が廃棄されたこと真否について関係者の事情聴取や廃棄場所の検証などの調査を求めているが、他に本件対象行政情報の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないので、調査が必要とは認められない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|------------------|
| ① | 平成19年10月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同 年 12月17日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ③ | 同 年 12月20日 | 審議 |
| ④ | 平成20年 5月15日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 同 年 6月19日 | 異議申立人からの意見聴取及び審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|---------|-------|
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |
| 委 員 | 岡 本 弘 哉 | 弁護士 |
| 会 長 | 小 池 保 夫 | 大学教授 |
| 会長職務代理者 | 小 室 大 | 行政経験者 |
| 委 員 | 満 木 祐 子 | 弁護士 |

(五十音順)